

## 千葉県里山林保全整備推進協議会設立 総会及び第1回通常総会議事録

- 1 開催日時 平成25年7月18日(木)  
14時15分から15時30分まで
- 2 場 所 千葉県森林会館 5階 第1会議室
- 3 出席者数 13名(うち代理出席4名)

### 4 審議事項

- 議題1 地域協議会の設立
- 議題2 地域協議会の規約及び役員について
- 議題3 平成25年度事業計画について
- 議題4 地域協議会承認申請書について
- 議題5 事業スケジュール及び今後の進め方について

### 5 議事等

(1)千葉県里山林保全整備推進地域協議会を設立するため、別添名簿の者が出席した。

司会者の森林課橋本主幹が開会を宣言し、本日の設立総会は本人出席9名と代理出席4名であり、有効に成立した旨を告げたのち、役員が決まるまでの暫定議長として千葉県緑化推進委員会の伊藤常務理事をあてる旨説明した。

(2)議長が議事録署名人の選任について諮ったところ、議長一任とされたため、佐山裕子会員、千葉市農政センター子安会員を選任し、両名もこれを承諾した。

#### 議題1 地域協議会の設立

議長は、森林課に地域協議会の設立の趣旨、目的についての説明を求めた。

森林課は、林野庁の新規事業である「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」事業の実施にあたっては、国要領等により地域協議会の設置が定められており、千葉県内においても本事業の実施を希望しているため、地域協議会を設立することとしたい旨を説明した。

議長が、以上の趣旨により地域協議会の設立について議場に諮ったところ、異議なく、協議会は設立された。

#### 議題2 地域協議会の規約及び役員について

議長は、地域協議会の規約及び役員について、森林課に説明を求めた。

森林課は、配布資料1に基づき、協議会規約及び諸規程並びに役員について説明した。

議長は、以上の説明により、その承認について議場に諮ったところ、満場異議なく原案のとおり可決した。協議会規約及び諸規程については、施行日を平成25年7月18日からとする。また、選任された役員は次のとおりであり、その就任については各々、これを承諾した。

会 長 金親 博榮（ちば里山センター理事長）

副会長 伊藤 道男（千葉県緑化推進委員会常務理事）

監 事 木藤 啓（市原市農林業振興課長）、並木 康雄（県森林課長）

なお、これより第1回通常総会に移行し、会長に選出された金親氏については、あいさつのあと、地域協議会規約に基づき、議長として今後の議事進行を行うこととなった。

### 議題3 平成25年度事業計画について

議長は、平成25年度の事業計画について、森林課に説明を求めた。

森林課は、配布資料2に基づき、地域協議会の平成25年度事業計画について説明した。

議長は、以上の説明により、その承認を求めたところ、満場異議なく原案のとおり可決した。

### 議題4 地域協議会承認申請書について

議長は、地域協議会の承認申請について、森林課に説明を求めた。

森林課は、配布資料3に基づき、地域協議会については林野庁に設置に係る承認申請を行い、承認をうけてのち初めて地域協議会としての業務を行うこととなる旨の説明を行った。

議長は、以上の説明により、承認申請書の内容及びその提出についての承認を求めたところ、満場異議なく原案のとおり可決した。

### 議題5 事業スケジュール及び今後の進め方について

議長は、事業スケジュール等について、森林課に説明を求めた。

森林課は、配布資料4に基づき、現時点では国から平成25年度の事業スケジュールとして下記のとおり示されていること及び団体から提出された採択申請書を審査するため、申請書が事務局に提出されたのち、地域協議会を開催する必要がある旨を説明した。

- ① 11月に団体あてに交付金が支払われるスケジュールに沿う場合は、活動団体からの採択申請書（規約及び協定書）の作成期限は7月末を目途とする。
- ② 平成26年1月に団体あてに交付金が支払われるスケジュールの場合は、活動団体からの採択申請書の提出は8月末を目途とする。

会場からの主な意見等としては下記のとおり。

千葉市他：①の「11月に団体あてに交付金が支払われるスケジュール」に沿う場合、7月末までに団体に採択申請書を提出してもらうのは日程的にきつい。地域協議会としては、②のスケジュールに沿うものとし、進めていったらどうか。

事務局：本日欠席している成田市の進捗が不明なため、この場では決めかねる。②のスケジュールに沿う場合だと、交付決定が11月頃になるため、団体の活動経費として見られる期間が短くなることが想定される。①のスケジュールも併せて採択する余地も残しておきたい。ただ、その場合は地域協議会の開催回数が1回増えることとなる。

市原市：市町村の行う事務として、団体への説明が国の要領で定められているが、団体への効率的な説明を行うため、県もしくは地域協議会としての募集要領等を定めてもらえないか。

事務局：速やかに作成し提示する。

これらの質疑が終了したところで、議長は本案について議場に諮ったところ、現時点は、今後のスケジュールについては2通りとして進めていくことで了承された。

議長は、以上をもって千葉県里山林保全整備推進地域協議会の設立総会に係るすべての議事が終了した旨を述べ、閉会を宣言した。